

## 1. 制度の意義及び役割

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり 憲法の要請に基づくもの  
地域間の経済的な格差によることなく全ての国民が全国どこでも一定の内容・水準の教育  
を無償で受けられるよう保障することが必要

義務教育の内容・水準を全国的に確保するためには、どの地域でも優れた教職員が一定数  
確実に配置できるようにすることが必要。

そのためには、都道府県間の財政力の違いや年々の財政状況の変動に左右されることなく  
一定の教職員給与費が継続的・安定的に確保されることが必要。



義務教育費国庫負担法制度は、教職員給与費を継続的、安定的に確保するため、国  
が2分の1を負担することにより 義務教育の円滑な実施を下支えする制度

## 2. 制度の概要

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法に基づき、公立義務教育諸学校の  
教職員の給与費等について、都道府県が負担した経費の2分の1を国が負担。

対象学校

・公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養  
護学校の小・中学部

対象職種

・校長、教頭、教員、養護教員、学校栄養職員、事務職員（約70万人）

対象経費

・給料 諸手当、退職手当、児童手当

予算額の推移（単位：億円）

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
予算額	30,410	30,233	30,153	30,564	27,879

# (参考) 義務教育費国庫負担制度の関連制度

## (1) 県費負担教職員制度

学校の経費は設置者が負担することが原則（設置者負担主義）であるが、市町村立小中学校の教職員の給与費は額が大きく、財政力格差の大きい市町村の負担とすると、教育水準の格差につながるため、設置者負担主義の例外として、都道府県が市町村に代わって負担するものとされている（県費負担教職員）。国庫負担の対象となる職員は、この県費負担教職員である。

県費負担教職員の任命権は都道府県教育委員会に属するものとされ、広域的人事を可能とするとともに、給与負担者と任命権者の一致を図っている。

## (2) 学級編制・教職員定数制度

公立小中学校等の学級編制の基準及び教職員定数を設定する権限は、給与負担者である都道府県。

市町村別の学校の種類ごとの定数は都道府県が市町村の意見を聴いて定める。

具体的な学級編制は、市町村教育委員会が都道府県と協議して実施。

国は、全国的な教育水準の維持・確保のため、法律により学級編制の標準及び教職員定数の標準を設定。

国庫負担の対象となる教職員数は、標準定数を限度。

### (参考) 学級編制、教職員定数、教員給与制度、給与費負担及び任命権の関係

	学級編制	教職員定数	教員給与制度	給与費負担	任命権
国	学級編制の標準を法定（単式学級40人）	都道府県ごとの総数について標準を定める	一般職給与法、人事院勧告、人事院規則等により国立学校教員の給与の種類と額を設定	標準定数及び国立学校教員給与水準を限度として教職員給与費の1/2を負担	——
都道府県	標準に基づき学級編制の基準を定める（都道府県教育委員会の判断で国の標準を下回る基準の設定も可能） <b>事前協議 同意</b>	国の定める数を標準として都道府県内の総数を定め、市町村別の学校の種類ごとの定数を定める	国立学校教員の給与を基準として条例等により公立学校教員の給与の種類と額を設定	市町村立小中学校等の教職員の給与を負担	市町村立学校の教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属する（政令指定都市の教職員の任命権は政令指定都市教育委員会に属する）
市町村	都道府県教育委員会の定める基準に従い学級編制を実施	市町村別定数について意見を述べる	——	——	教職員の任免等について内申を行う